神戸市地域エネルギー電力供給事業

落札者決定基準

１．落札者決定の概要

落札者の選定にあたっては、入札金額の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札金額等及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力とシステム機能等を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価一般競争入札」によって行う。

２．総合評価の方法

入札金額及び提案内容を基に価格点及び技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とする。

⑴価格点に 25 点、技術点に 75 点を配分し、総合評価点数の満点を 100 点とする。なお、神戸市内に本社を有する企業に関しては、技術点 75 点のうち 10 点を地元企業点として加点するものとする。

⑵総合評価点数の最も高い者が２者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

３．価格点

入札金額は入札書（様式 8）に記載された金額（消費税及び地方消費税を含む（10%））により、次の通り算出する。

入札金額 ＝ 電力需給業務②の金額 ＋ 電力需給業務③の金額 － 余剰電力売却①の金額

価格点は、入札金額により、次の通り算出する。

$$\text{価格点} = \left(1 - \frac{\text{入札金額}}{\text{予定金額 ※}}\right) \times 25\text{点} \times 2.8 + 5$$

※ 予定金額 ＝ 電力需給業務②の予定金額 ＋ 電力需給業務③の予定金額 － 余剰電力売却①の予定金額

小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入する。価格点の計算結果が 25 点を超える場合は、価格点を 25 点とする。

なお余剰電力売却①の金額がそれの予定金額を下回る場合、または電力需給業務②若しくは電力需給業務③の金額のいずれかが各業務の予定金額を超える場合は、価格点は算出せず失格とする（それぞれの予定金額は入札説明書及び入札書に記載する。）。

また、入札金額が著しく低い額を提案した場合は、本市による調査を行い、履行に支障がないのかの確認を行う。

４．技術点

技術点については、提案書を基づき審査を行い本市が決定する。技術点における配点は表１のとおりとする。

なお地元企業点を除く技術点（配点 65 点）において、小計が 39 点に満たない場合は失格とする。

表１．「神戸市地域エネルギー電力供給事業」審査項目及び配点表

評価項目	評価基準	配点
技術点　※１		
事業健全性	・健全な事業運営基盤を有しているか	１０
業務実績	・過去に国又は地方公共団体と本業務に類似又は同種の業務契約実績があるか	１０
安定した電力調達	・電源構成における JEPX から調達している割合が適当であるか ・一定規模の電力需要実績を有しているか	２０
事業実施体制	・事業を担うだけの人材及び体制を有しているか	５
自己託送の実現性	・自己託送を安定的に運用できるシステムを有しているか ・自己託送の効果が高く実現性の高い計画となっているか	１０
独自提案	・電力の地産地消効果が大きくなるような提案がされているか ・今後の事業拡張の可能性	１０
地元企業点　※２	・本社又は本店を神戸市内に置く事業者であるか。	１０
小計　※３		７５
価格点		
電力調達額 電力売却額	・入札金額が適切で、費用対効果に優れているか	２５
小計		２５
合計		１００

※１　技術点（75 点）

項目ごとに提案内容の優劣に応じて、5 段階の評価を行い、各項目の配点に応じて点数を付与する。

特に優れている…５　優れている…4　普通…3　やや不十分…2　不十分…1

※２　地元企業点（10 点）

市内事業者の発注を促進するため市内の事業者に対して下記の通り評価を行う。

地元企業（事業者の本店所在地が市内）…10 点

準地元企業（事業者の本店所在地がしないにないが、支店等が市内にある）の場合…5 点

共同企業体の場合は、下記のような評価点とする。

全構成員が地元企業の場合　　：10 点

地元企業を 1 者以上含む場合　：8 点

全構成員が準地元企業の場合　：5 点

準地元企業を 1 者以上含む場合：3 点

いずれにも該当しない場合　　：0 点

※３　地元企業点を除く技術点（配点 65 点）において、小計が 39 点に満たない場合は失格とする。